

第49回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時 令和3年4月24日(土) 19:00～

場所 危機管理防災センター本部会議室

1 開 会

2 知事発言

3 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生動向について
- (2) 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について
- (3) プロスポーツチーム等が実施する試合の影響について
- (4) まん延防止等重点措置実施期間における県立学校の部活動について
- (5) 鉄道事業者に対する感染拡大防止に資する取組の実施要請について

4 訓 示

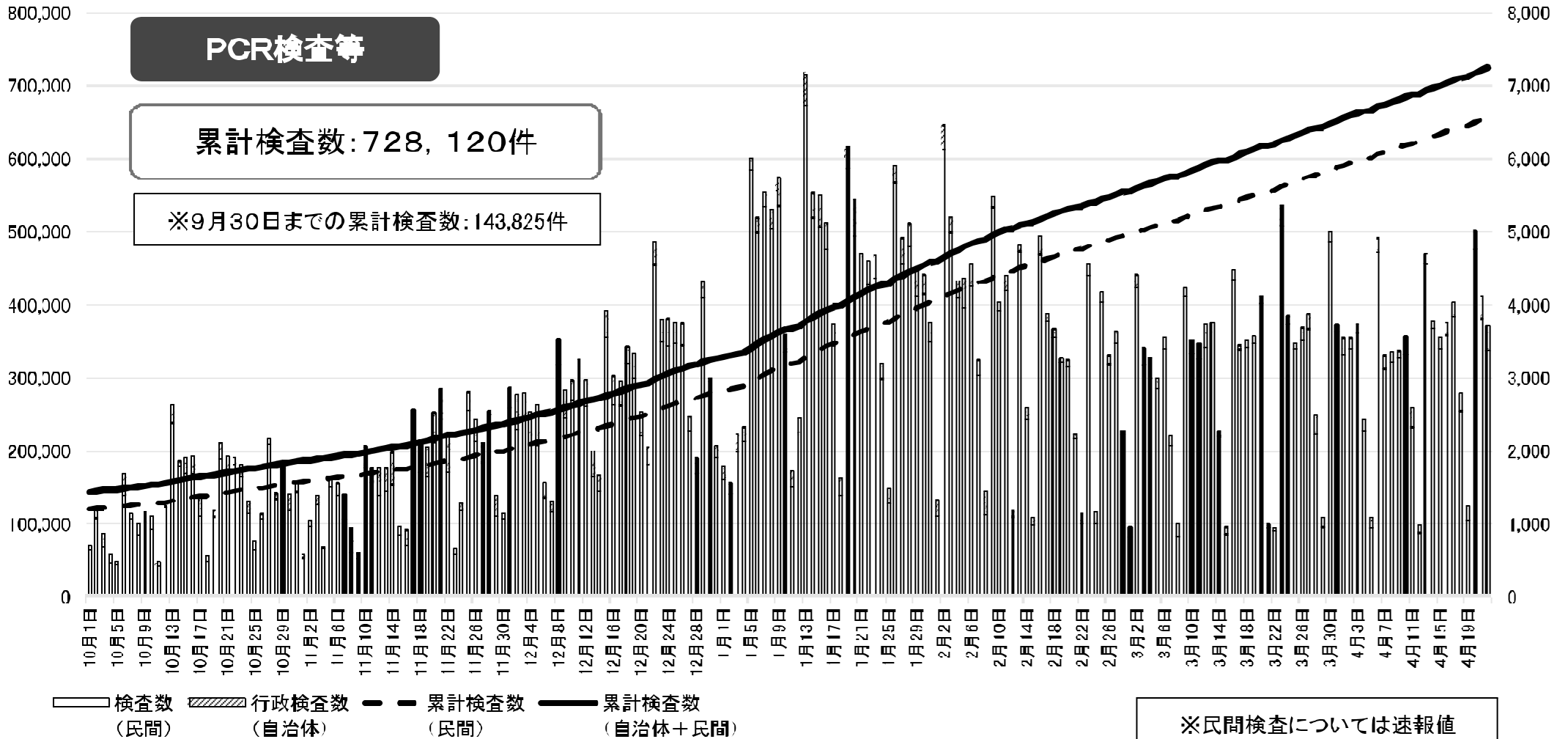
5 閉 会

第 4 9 回新型コロナウイルス対策本部会議名簿

職 名	氏 名	備 考
知事	大野 元裕	
副知事	橋本 雅道	
知事室長	小島 康雄	
統括参事	平岩 亮司	代理
報道長	島田 繁	
企画財政部長	堀光 敦史	
総務部長	小野寺 亘	
県民生活部長	真砂 和敏	
危機管理防災部長	安藤 宏	
環境部長	小池 要子	
福祉部長	山崎 達也	
保健医療部長	関本 建二	
産業労働部長	板東 博之	

職 名	氏 名	備 考
農林部副部長	横塚 正一	代理
県土整備部副部長	磯田 忠大	代理
都市整備部長	村田 暁俊	
出納総務課長	横内 ゆり	代理
公営企業管理者	北島 通次	
下水道局長	海老原 正明	代理
議会事務局長	加藤 繁	
監査事務局長	矢島 謙司	
人事委員会副事務局長 兼総務給与課長	田口 修	代理
労働委員会事務局長	新里 英男	
教育長	高田 直芳	
警察本部警備部長	田崎 仁史	代理

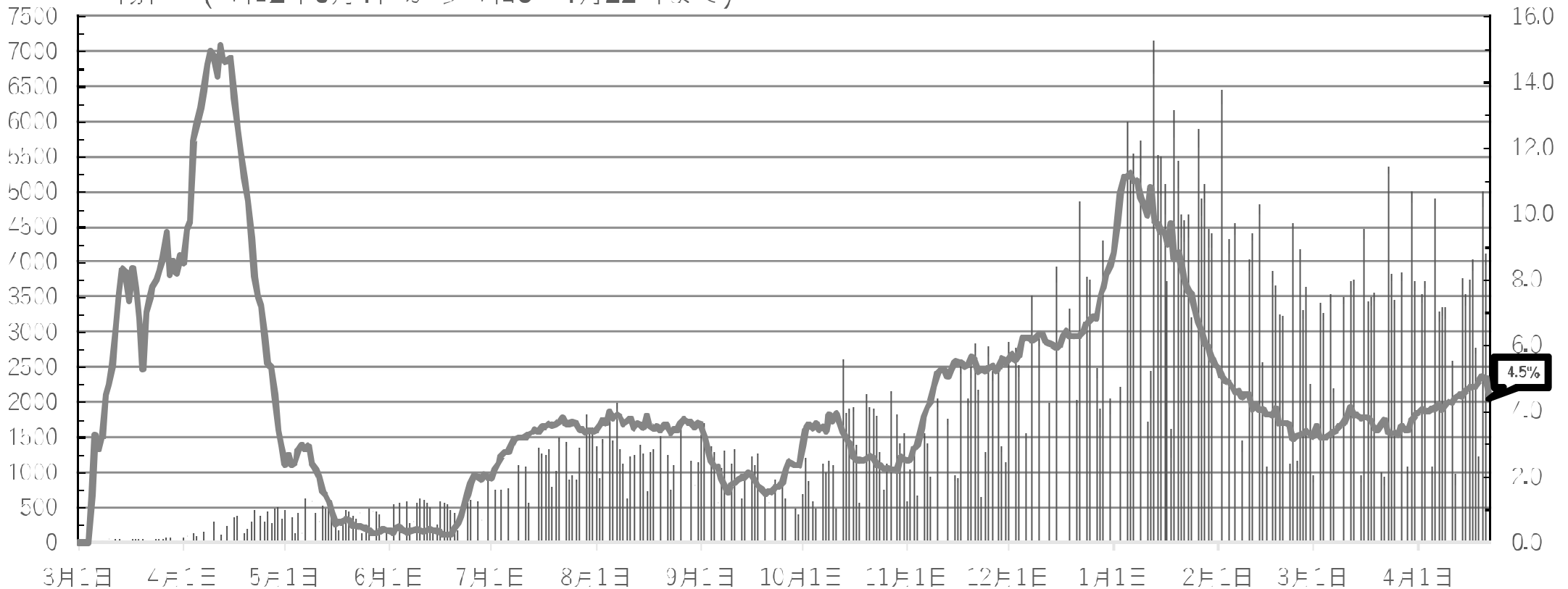
PCR検査等の現状



陽性率の推移

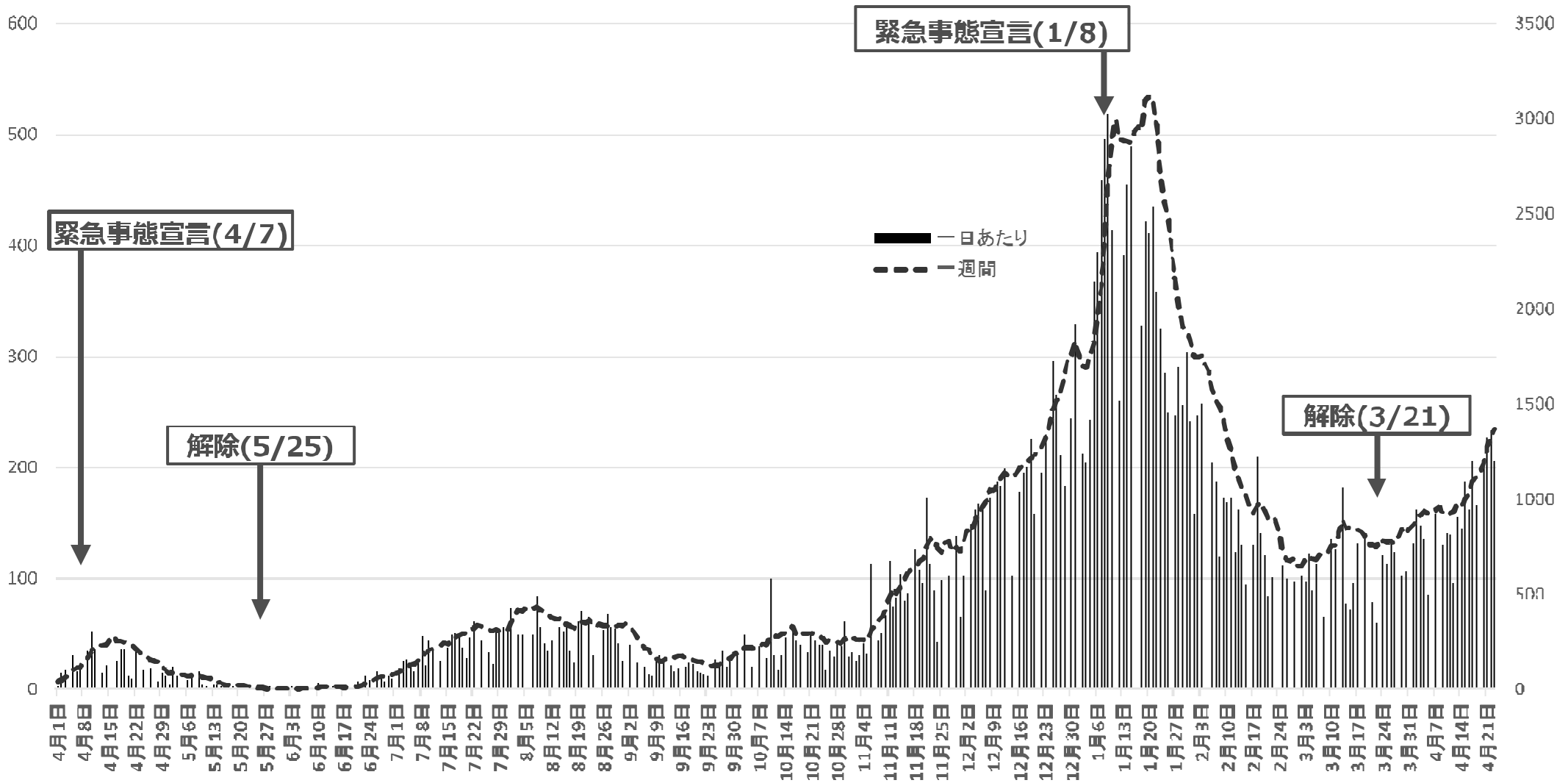
陽性率(令和2年3月1日から令和3年4月22日まで)

陰性 陽性 移動平均

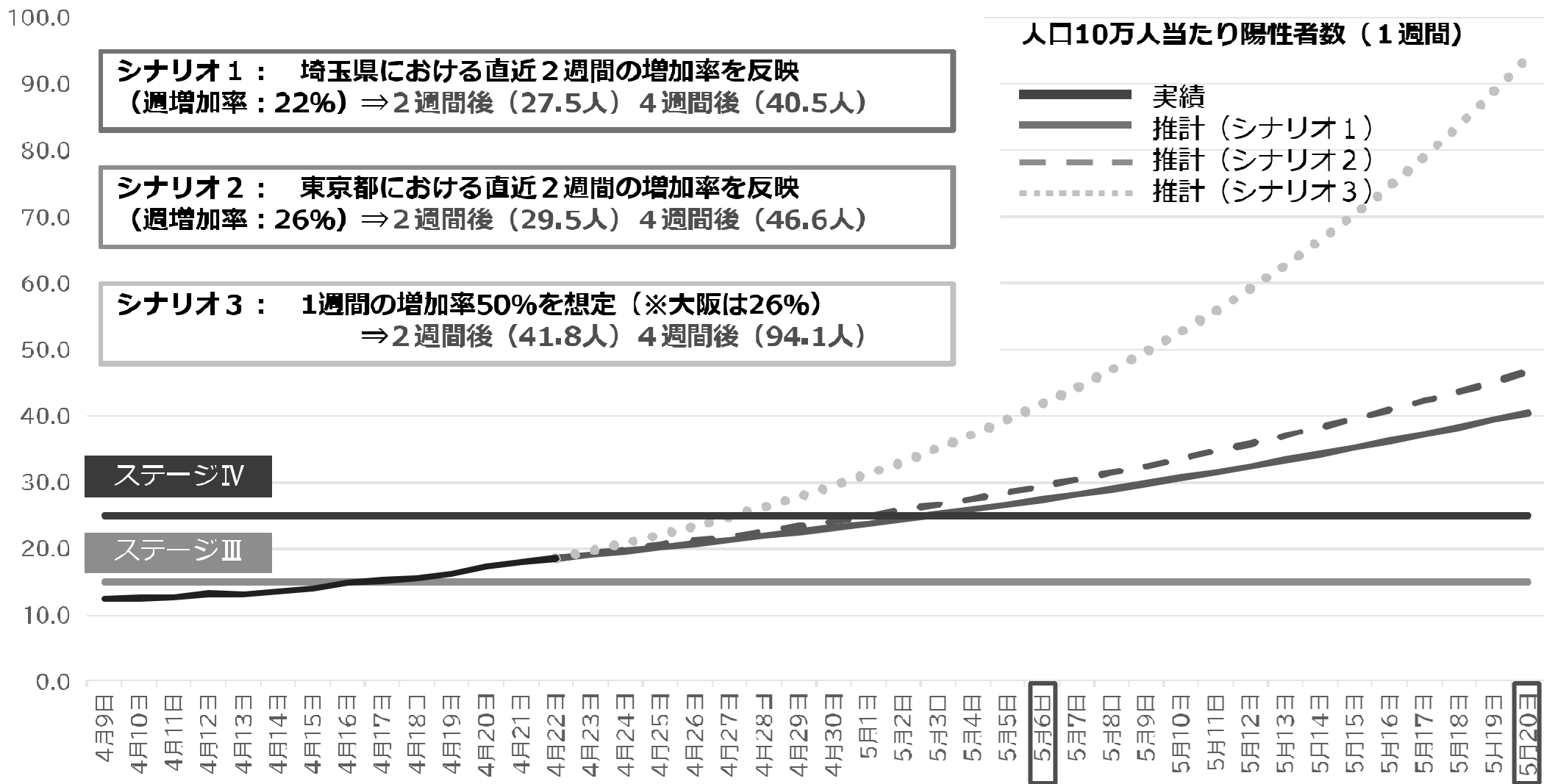


※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合があります。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

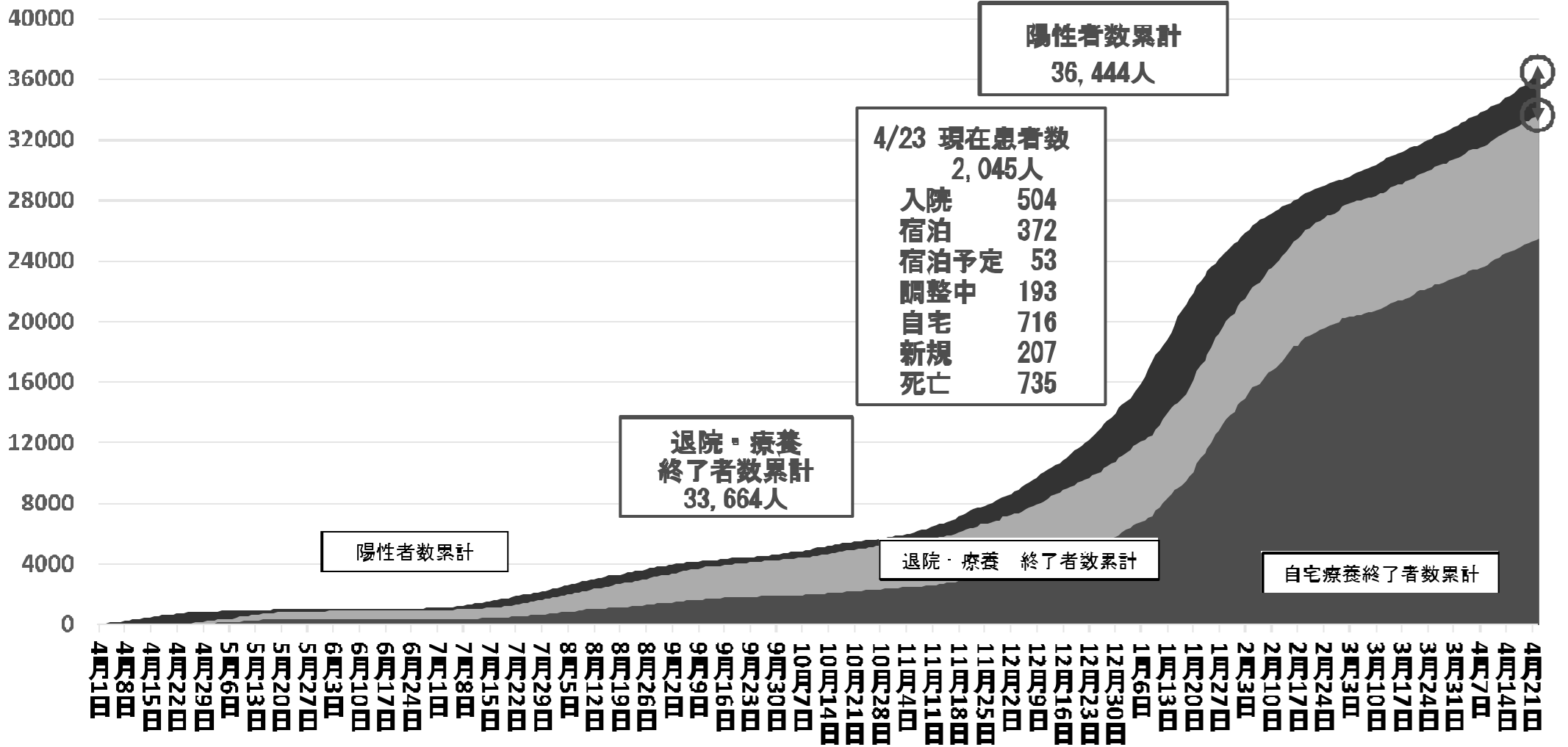
陽性者数の推移(日別)



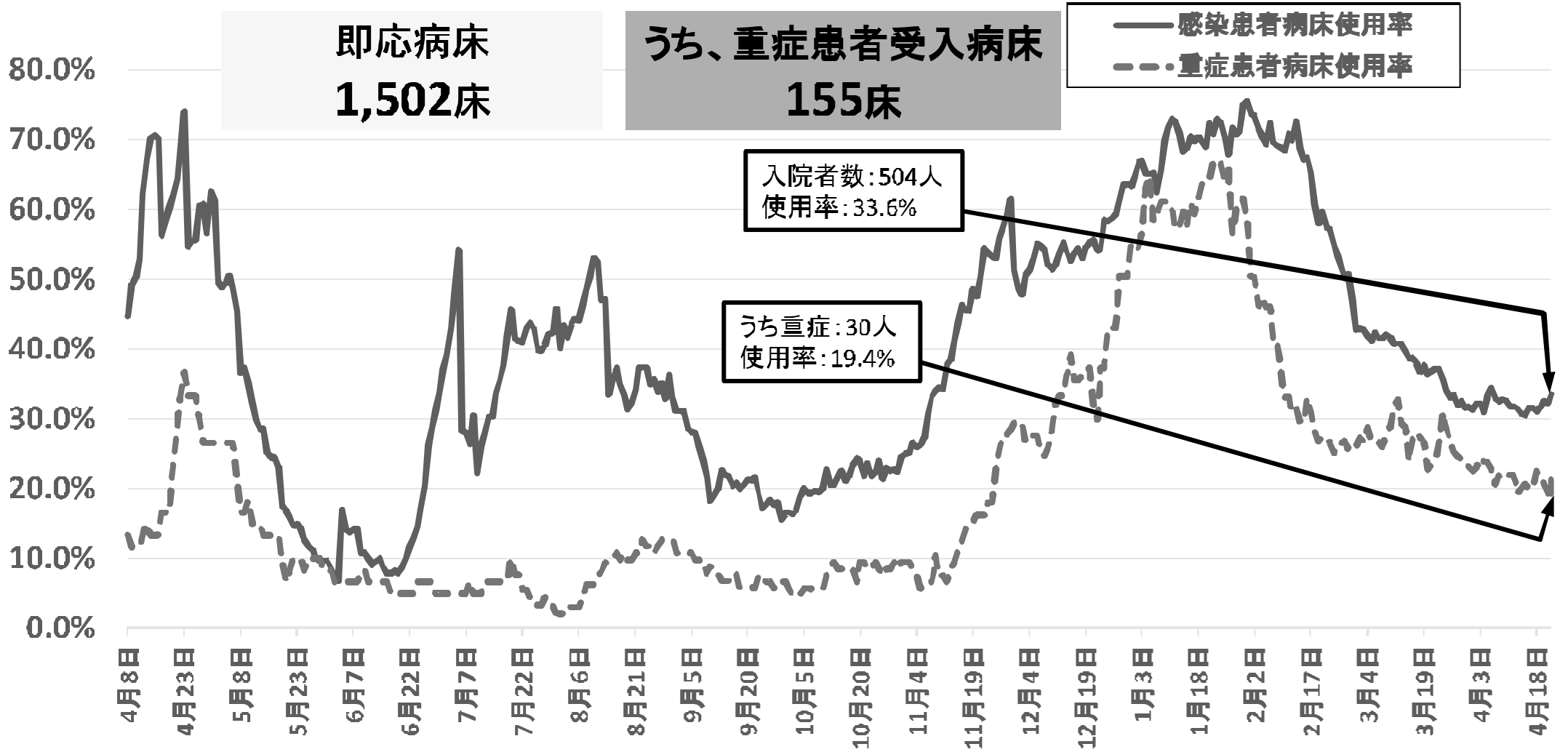
今後の新規陽性者推計について(4月23日時点)



陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

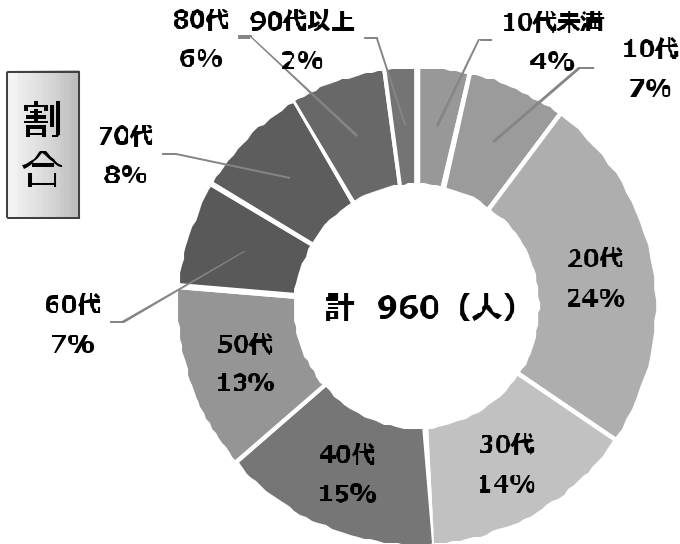


病床使用率の推移

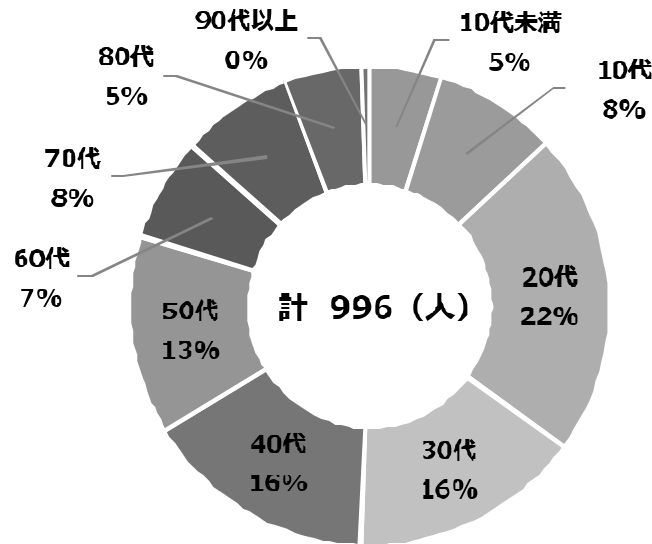


3週間の発生動向について(年齢別)

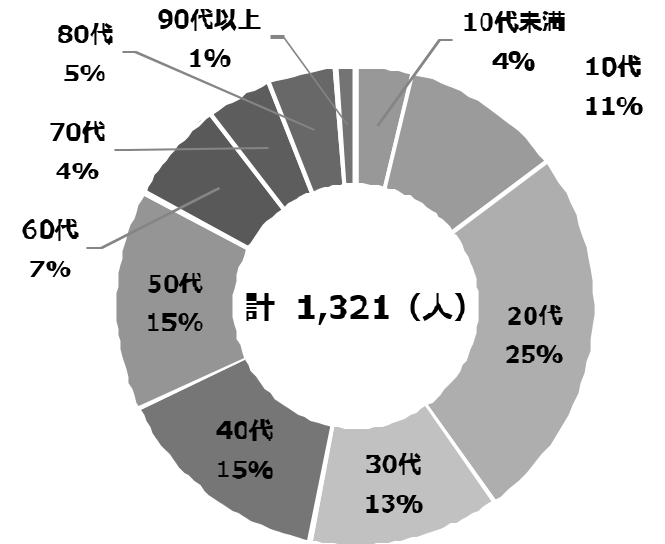
①4月2日～4月8日



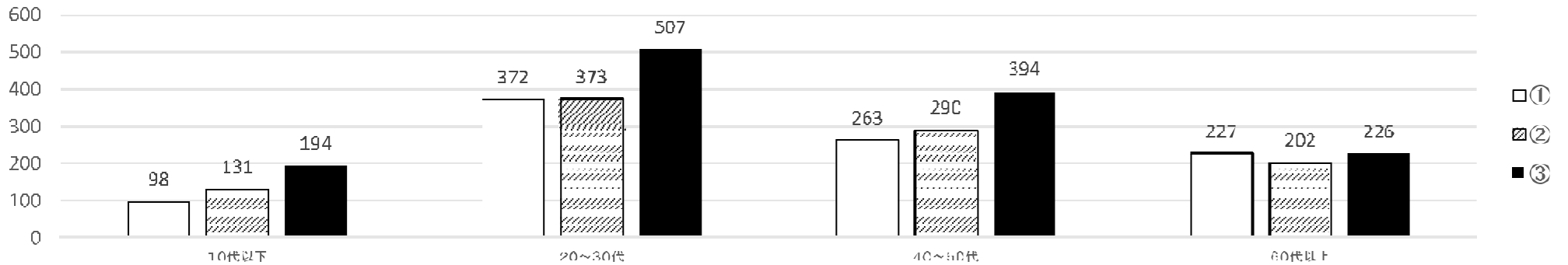
②4月9日～4月15日



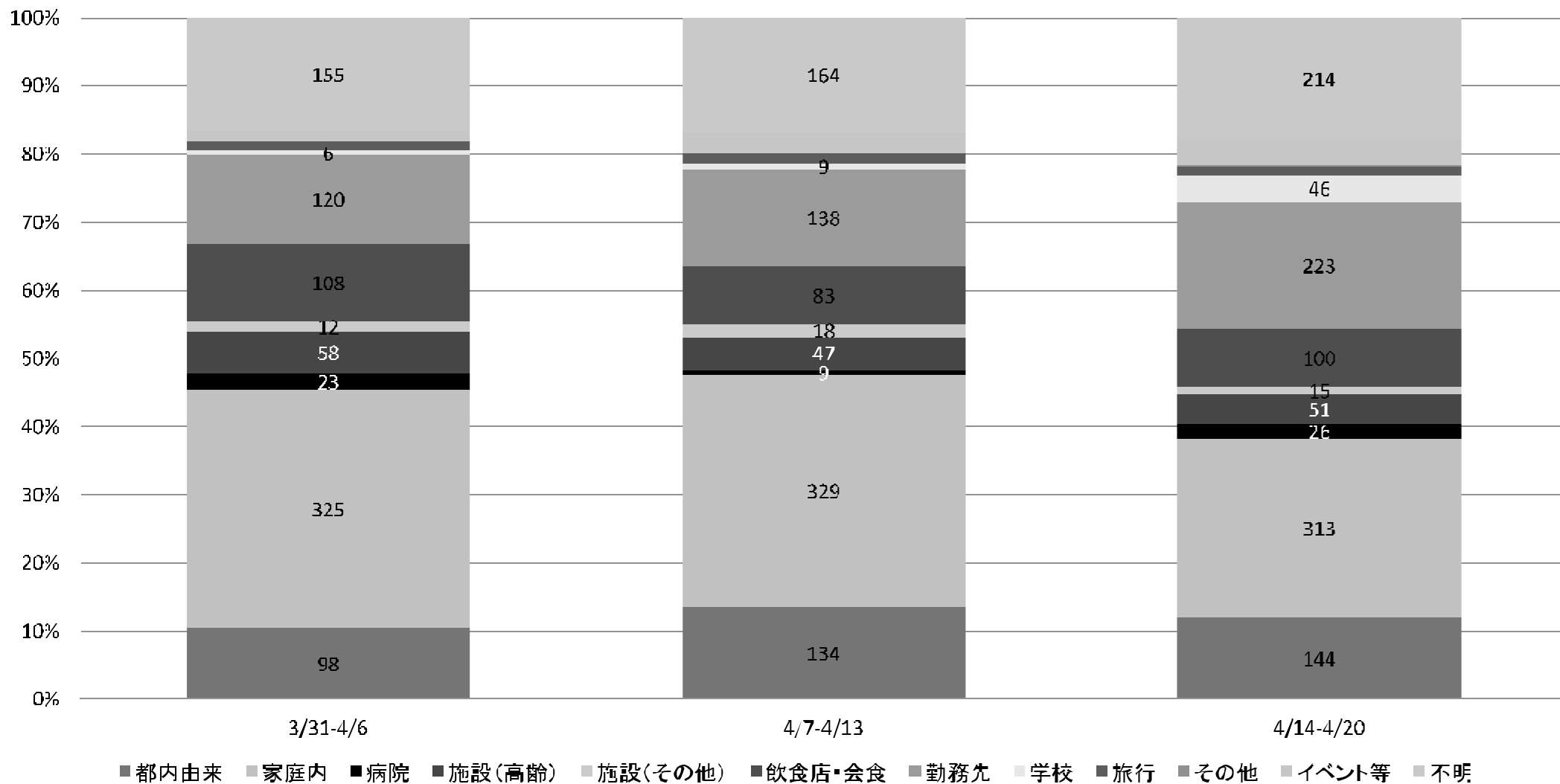
③4月16日～4月22日



実数

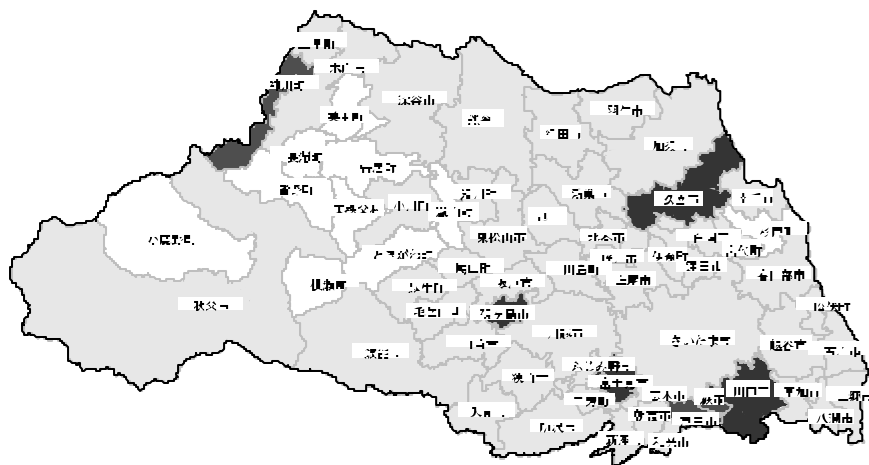


感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)

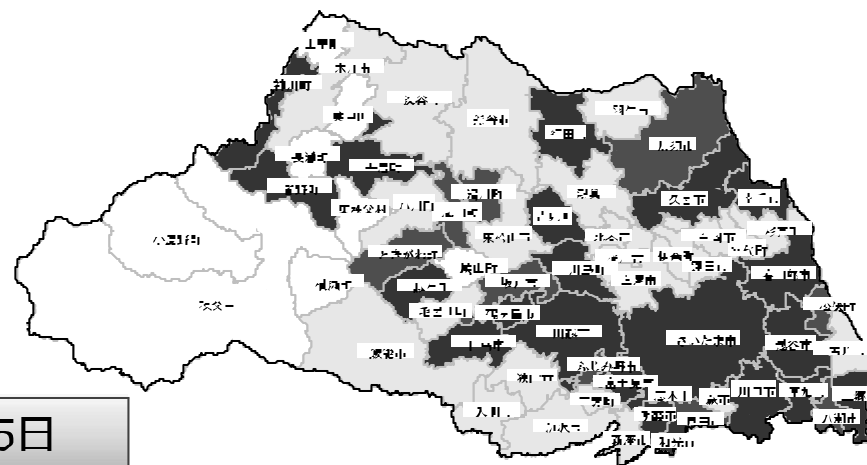


人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

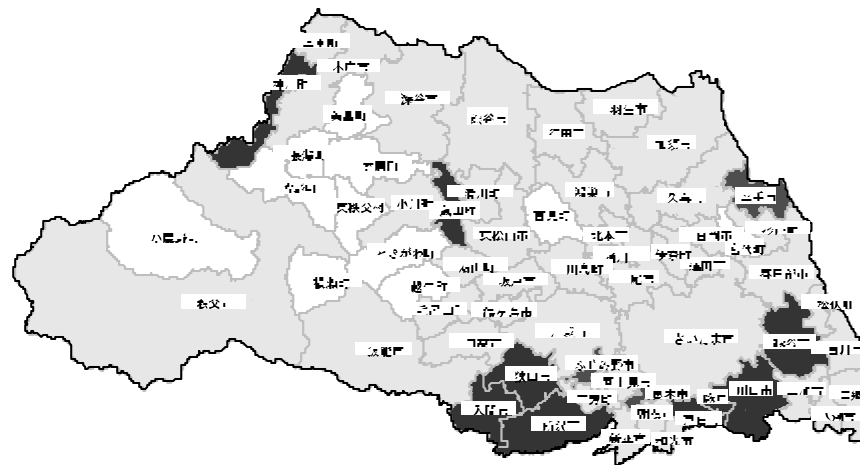
4月2日～4月8日



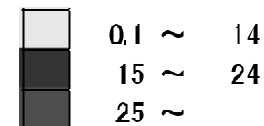
4月16日～4月22日



4月9日～4月15日

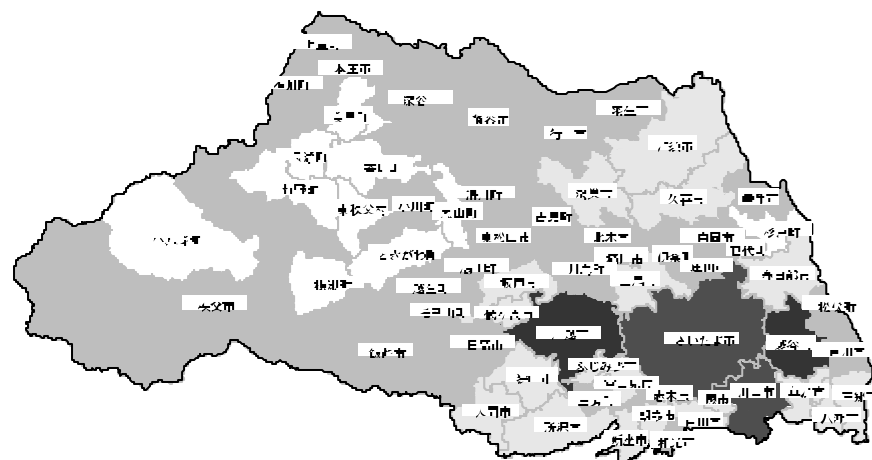


(人口10万人あたりの人数)

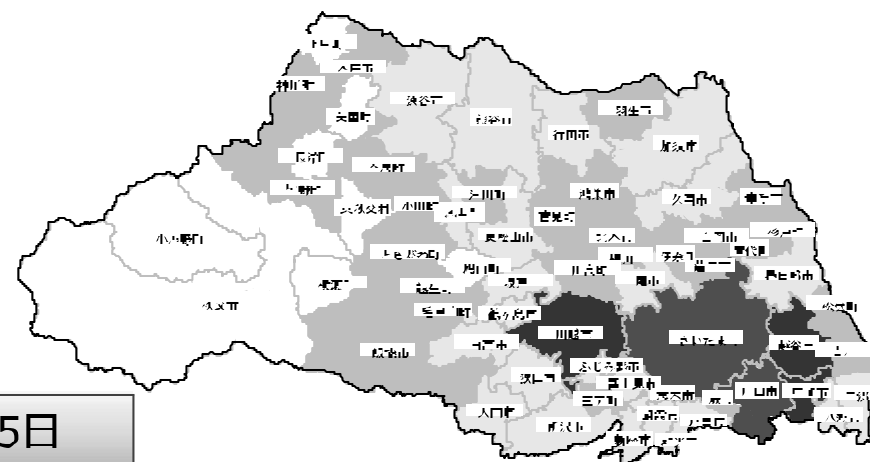


市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

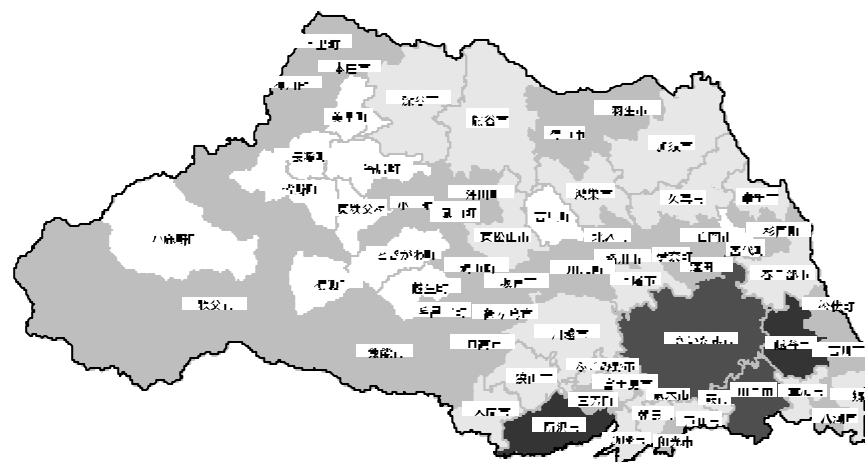
4月2日～4月8日



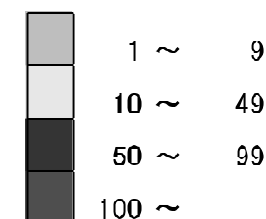
4月16日～4月22日



4月9日～4月15日

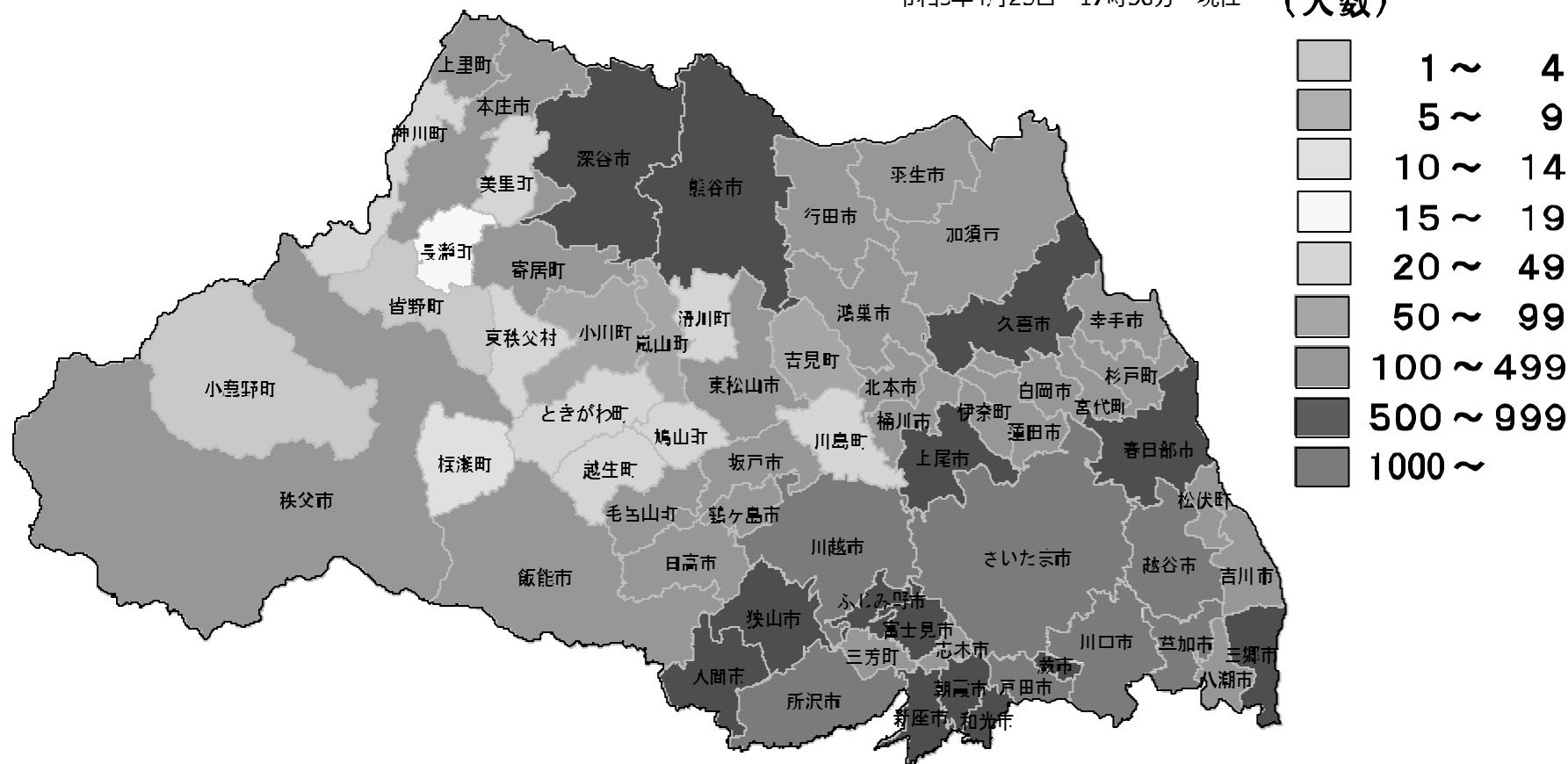


(新規陽性者数)



















市町村別陽性者数(累計)

令和3年4月23日 17時30分 現在 (人数)



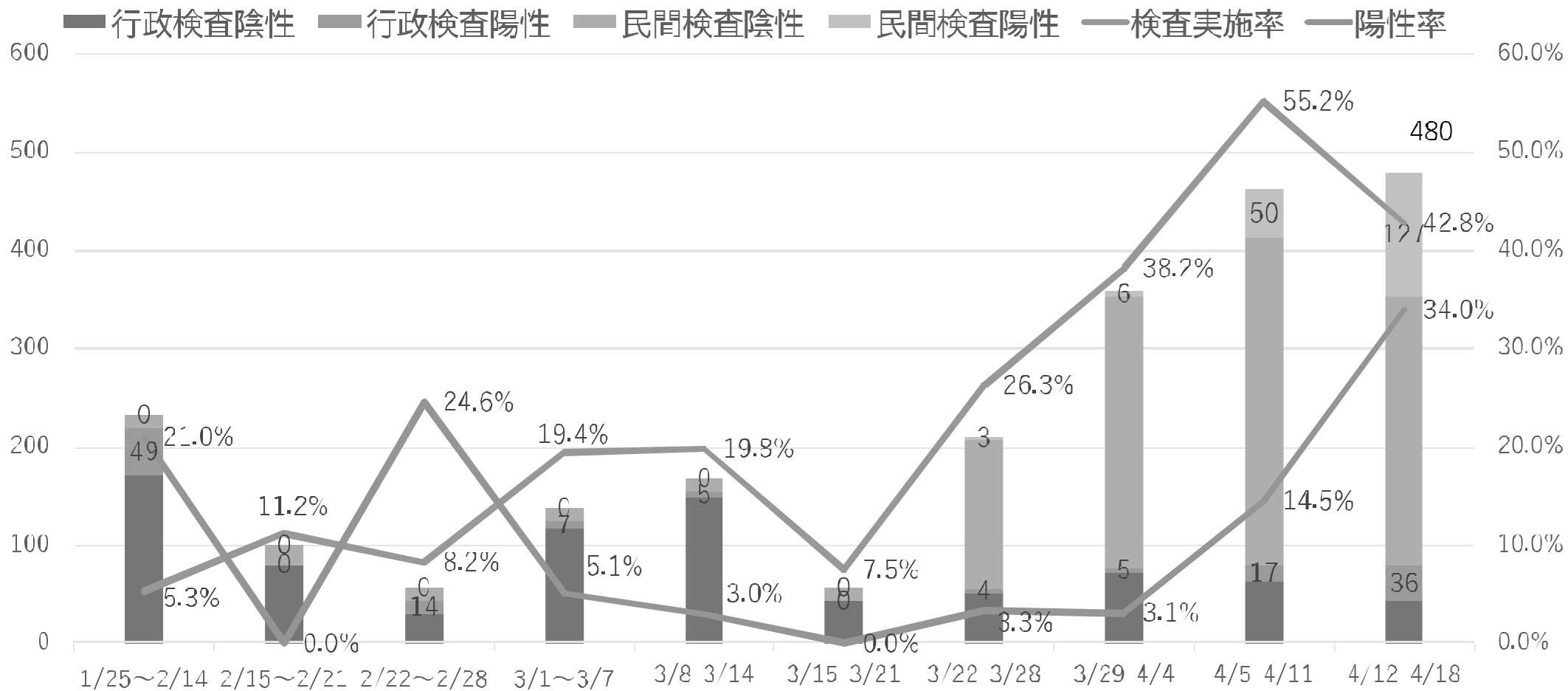
埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	4月9日	4月16日	4月23日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	32.8% (494/1,505)	 31.7% (472/1,491)	 33.6% (504/1,502)
入院率	40%以下 (25%以下)	30.6% (494/1,617)	 29.1% (472/1,624)	 24.6% (504/2,045)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	21.3% (33/155)	 20.0% (31/155)	 19.4% (30/155)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	22.0人 (1,617人)	 22.1人 (1,624人)	 27.9人 (2,045人)
PCR検査陽性率 (※1週間の平均)	5% (10%)	4.2%	 4.7%	 4.5% <small>※4月22日の数値</small>
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	12.6人 (928人)	 14.0人 (1,028人)	 18.6人 (1,365人)
感染経路不明割合	50%	46.1%	 45.9%	 44.8%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5E※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	1.027	 1.076	 1.224

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査の実施状況

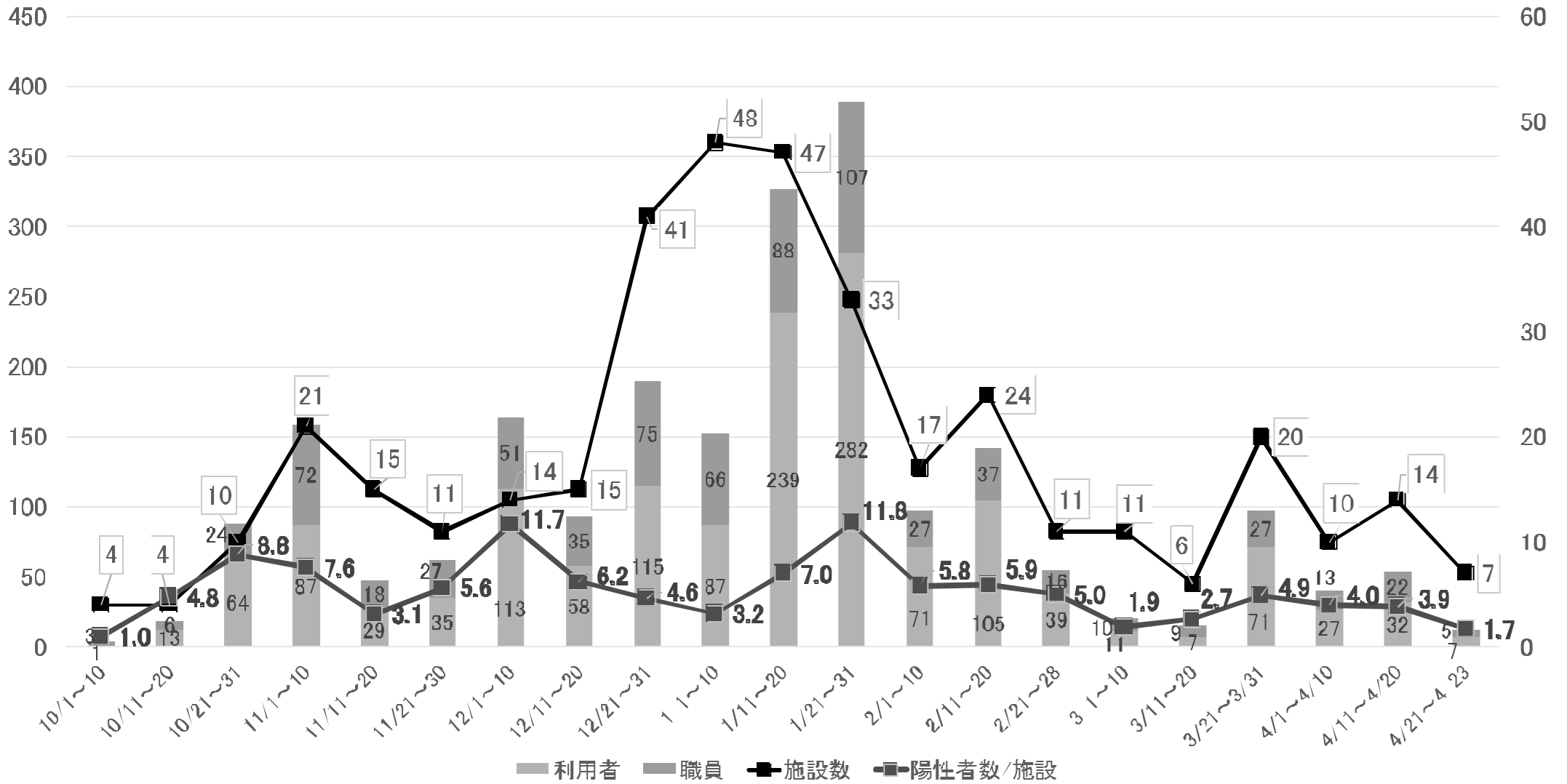
	新規 感染者数 (a)	検査 実施数 (b)			検査 実施率 (c) b/a	変異株 PCR 陽性者 数(d)	陽性率 (e) d/b
			(行政)	(民間)			
1/25-2/14	4,418	233	220	13	5.3%	49	21.0%
2/15-2/21	894	100	80	20	11.2%	0	0.0%
2/22-2/28	691	57	44	13	8.2%	14	24.6%
3/1-3/7	710	138	124	14	19.4%	7	5.1%
3/8-3/14	847	168	154	14	19.8%	5	3.0%
3/15-3/21	762	57	43	14	7.5%	0	0.0%
3/22-3/28	803	211	55	156	26.3%	7	3.3%
3/29-4/4	940	359	77	282	38.2%	11	3.1%
4/5-4/11	839	463	80	383	55.2%	67	14.5%
4/12-4/18	1,121	480	79	401	42.8%	163	34.0%
全検査期間 (R3.1/25~4/18)	12,025	2,266	956	1,310	18.8%	323	14.3%

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査実施状況の推移



高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年4月23日現在



埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（案）

令和3年4月24日

本県の感染状況については、4月23日に207人の新規陽性者を確認し、特に、東京都区部と接する県南部において、新規陽性者の増加が続いています。

そこで、埼玉県における重点措置を講じるべき区域を新たに指定し、以下のとおり協力を要請いたします。

I まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

- ・さいたま市及び川口市（令和3年4月16日（金）に指定済）
- ・川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町（新たに指定）

(2) 措置区域以外

措置区域を除く、埼玉県全域

II 実施期間

(1) 措置区域

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

ただし、Ⅲ、Ⅳ及びⅤに掲げる要請内容等は、令和3年4月28日（水）からとする。

(2) 措置区域以外

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで


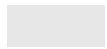

ただし、Ⅲ、Ⅳ及びⅤに掲げる要請内容等は、令和3年4月28日（水）からとする。

(3) まん延防止等重点措置 終了後【埼玉県全域】

令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで

※措置区域以外と同様の要請

措置区域図（令和3年4月28日（水）～5月11日（火））

	令和3年4月16日（金）指定済
	令和3年4月24日（土）指定予定
	措置区域以外



Ⅲ まん延防止等重点措置等 の内容

<県民に対して>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している緊急事態措置区域（東京都や大阪府など）との往來を控えるよう強く要請） 加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往來を控えること ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く） ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路上・公園などにおける飲酒などを控えること ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

<事業者に対して>

○飲食店に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月28日（水）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで<ul style="list-style-type: none">▪ 内容：営業時間 午前5時から午後8時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 ◇ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月28日（水）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで<ul style="list-style-type: none">▪ 内容：営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 ただし、一人飲み、同居家族（介助者を除く）だけのグループを除く。 令和3年5月12日（水）午前0時から 令和3年5月19日（水）午後12時まで<ul style="list-style-type: none">▪ 内容：営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供時間 午前11時から午後8時まで ◇ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛</p> <p><input type="checkbox"/> 特措法施行令第5条の5に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など)</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛</p> <p>その他のお願い</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインの使用・遵守 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。 	
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個室」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ 	

○事業者に対して

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <p>○ 職場等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）。在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨（特に、東京都など緊急事態措置区域等への出張を控えることを含め、出勤者数の削減に努めること） ▪ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底 ▪ 職場・寮における感染防止対策の徹底 ▪ 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ <p>○ 人流抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨 	

○催物（イベント等）について

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】5,000人</p> <p>【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さい方とする （ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない）</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は、終日自粛） 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は、終日自粛。ただし、5/12以降は午後8時まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること 	

○劇場等、遊興施設等（飲食店以外の特措法施行令第11条第1項に規定する施設等）に対して

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="181 271 414 327">その他のお願い</p> <p data-bbox="181 335 683 375">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="224 391 1108 1284" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="224 391 1108 646">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="224 734 1108 1157">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛する。 <li data-bbox="224 1189 1108 1284">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。 	<p data-bbox="1108 271 1344 327">その他のお願い</p> <p data-bbox="1108 335 1601 375">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="1153 391 2016 1284" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1153 391 2016 702">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="1153 734 2016 1157">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）、自粛する。 <li data-bbox="1153 1189 2016 1284">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。

＜教育委員会に対して＞

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第7項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請 	

＜交通事業者に対して＞

措置区域	措置区域以外
その他の要請 <ul style="list-style-type: none"> 5月11日までの間において、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等や主要ターミナルにおける検温等、必要な感染防止対策を要請 	

IV まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応

措置区域	措置区域以外
<p>○ 県主催イベント等の取扱い 県主催イベント・行事については、原則として、中止、延期又は規模縮小などを行う。</p> <p>○ 屋内県有施設取扱い 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる感染防止対策を請じ、主催者に徹底させることを条件として開館する。</p> <p>＜感染防止対策＞</p> <p>◇ 以下の行為を伴う利用は禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）、宿泊施設・シャワー等の使用 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等） 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに見つた行為を除く） その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 <p>◇ 以下の対策を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策。諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策 接触確認アプリ（COGOA、埼玉県LINEコロナお知らせシステム）の導入 その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守 	

V ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力のお願い

<移動・往来、帰省>

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が拡大していることに鑑み、ゴールデンウィーク期間中の『日中を含む、不要不急の外出や移動』は控えてください。 ・ 帰省・旅行については、延期又は自粛をお願いします。どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクの高い場所に行くことを控えるなど、高齢者への感染につながらないように。 ・ 不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは、避けてください。 ・ 外食は一人か同居家族（介助者を除く）だけで。同居家族以外との宅飲みも自粛を。買い物も一人で。 ・ テレワークの推進、学校でのオンライン授業の活用準備を促進 	

<イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）に際して>

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底できない場合、イベント開催の自粛 ・ 感染状況に応じて、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期、自粛 ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底 	<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底

<大規模小売店、商業施設>

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 催物・バーゲンセール等の延期・自粛 ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底 	

※ 期間中の混雑が見込まれる県内百貨店やショッピングモール、テーマパーク等に対し、個別に要請を行う。

プロスポーツチーム等が実施する試合の影響について

			浦和レッド ダイヤモンドズ (さいたま市)	大宮 アルディージャ (さいたま市)	埼玉西武 ライオンズ (所沢市)	ラグビー トップリーグ (熊谷市)
スタジアム (収容人員)			埼玉スタジアム 2002 (63,700人)	NACK5 スタジアム (15,500人)	メットライフ ドーム (31,552人)	熊谷ラグビー場A (24,000人)
まん延防 止等重点 措置期間	4/27 まで	上限	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
		営業 時間	午後8時まで (酒類提供 午後7時まで)	午後8時まで (酒類提供 午後7時まで)	午後9時まで (酒類提供 午後8時まで)	午後9時まで (酒類提供 午後8時まで)
	4/28 ～ 5/11	上限	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
		営業 時間	午後8時まで (酒類提供は終日自粛)	午後8時まで (酒類提供は終日自粛)	午後8時まで (酒類提供は終日自粛)	午後9時まで (酒類提供は終日自粛)
要請事項			<p>○酒類の提供は、終日自粛。</p> <p>○試合前後のイベントの中止・延期・縮小など感染防止対策の徹底。</p>			

まん延防止等重点措置実施期間における県立学校の部活動

1. 概要

感染症対策の更なる徹底と活動制限

▶ 期間

4月28日(水)から 5月11日(火)まで

▶ 対象

県立学校

2. 活動日数・時間等

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
7日以内	2時間程度	原則禁止	禁止

※ 当該期間が対外運動競技大会・コンクール等に出場する14日前に該当する場合は、県の部活動方針に基づく活動を認める。

※ 大会に向けた練習については、登録選手に絞るなど必要最小限の人数とする。

3. 活動の条件

飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は原則として行わない。

4. 活動の工夫例

【運動部】

- ① 空手道、剣道、柔道など対人種目
 - ・ 素振りや体さばきの練習など、対人稽古を伴わない個人技能の習得
 - ・ 用具を共有しない活動
- ② バasketボール、バレーボール、ハンドボールなど集団競技
 - ・ シュート練習やパス練習などの個人技能の習得
 - ・ 少人数による活動

- ③ 体操競技、陸上競技など個人種目
 - ・ フォームの練習など、補助を必要としない個人技能の習得

- ④ 全ての競技・種目に共通するもの
 - ・ 基礎トレーニングやストレッチなど、個人で行える活動

【文化部】

- ① 吹奏楽、合唱、演劇など
 - ・ 活動場所を分けたパート練習や屋外での練習など、身体的距離を確保した活動
 - ・ 楽器や楽譜、プリント類の共有をしない活動

鉄道事業者に対する感染拡大防止に資する取組の実施要請について(案)

1. 要請内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、外出抑制などの取組が必要である。その取組の実効性の確保に資するため、鉄道事業者に対し、4月29日から5月9日までの大型連休期間中、鉄道の減便など、可能な取組を検討し実施していただくよう要請する。

2. 要請先

○国土交通省

○鉄道事業者

埼玉県内を運行する鉄道事業者のうち、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置対象地域を走行している鉄道事業者（6社）

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東武鉄道株式会社
- ・西武鉄道株式会社
- ・東京地下鉄株式会社
- ・埼玉高速鉄道株式会社
- ・埼玉新都市交通株式会社